

参議院厚生委員会会議録第二十号

平成八年六月十七日(月曜日)

午後五時二分開会

委員の異動

六月十三日

辞任

常田 享詳君

六月十七日

辞任

高木 正明君

木暮 山人君

補欠選任

木暮 山人君

補欠選任

鈴木 政二君

田村 秀昭君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

今井 澄君

石井 道子君

大島 慶久君

釘宮 磐君

朝日 俊弘君

阿部 正俊君

尾辻 秀久君

清水嘉子子君

塩崎 恭久君

鈴木 政二君

中島 真人君

長峯 基君

勝木 健司君

田浦 直君

田村 秀昭君

水島 裕君

山本 保君

竹村 泰子君

西山登紀子君

衆議院議員

厚生委員長

和田 貞夫君

政府委員

厚生大臣

菅 直人君

厚生省保健医療局長

松村 明仁君

厚生省薬務局長

荒賀 泰太君

厚生省保険局長

岡光 序治君

事務局側

常任委員会専門員

水野 国利君

本日の会議に付した案件

○優生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○薬事法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(今井澄君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、常田享詳君が委員を辞任され、その補欠として木暮山人君が選任されました。

また、本日、高木正明君及び木暮山人君が委員を辞任され、その補欠として鈴木政二君及び田村秀昭君が選任されました。

○委員長(今井澄君) 優生保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院厚生委員長和田貞夫君から趣旨説明を聴取いたします。和田貞夫君。

○衆議院議員(和田貞夫君) ただいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となつてゐること等にかんがみ、所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は、第一に、法律の題名を優生保護法から母体保護法に改め、法律の目的中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」を「不妊手術及び人工妊娠中絶に關する事項を定めること等により」に改めること。

第二に、「優生手術」の語を「不妊手術」に改め、遺伝性疾患等の防止のための手術及び精神病者等に対する本人の同意によらない手術に關する規定を削除すること。

第三に、遺伝性疾患等の防止のための人工妊娠中絶に係る規定を削除すること。

第四に、都道府県優生保護審査会及び優生保護相談所を廃止すること。

第五に、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(今井澄君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。

優生保護法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(今井澄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

朝日君から発言を求められておりますので、これを許します。朝日俊弘君。

○朝日俊弘君 私は、ただいま可決されました優生保護法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

優生保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、この法律の改正を機会に、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、リプロダクティブヘルス・ライツ(性と生殖に關する健康・権利)の観点から、女性の健康等に関する施策に総合的な検討を加え、適切な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただけますようお願い申し上げます。

○委員長(今井澄君) ただいま朝日君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(今井澄君) 全会一致と認めます。よって、朝日君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、菅厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。菅厚生大臣。

○国務大臣(菅直人君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○委員長(今井澄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(今井澄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(今井澄君) 薬事法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○釘宮馨君 今国会、厚生委員会は多数の法案を処理してまいりましたが、いよいよこの薬事法でもって今国会最後の質疑となるわけでございます。大臣にはこの間大変御苦労が多かったと思いますが、特にこの薬事法の問題については、今国会で大変大きな議論を起しました薬害エイズの問題、この問題と極めて関連が深いわけでございますので、先般の六時間の審議を行った上で、私は特になきような総括的な見地から質問をさせていただきますか、何とぞよろしくお願いをいたします。

これまで我が国はサリドマイド、スモンなど多くの薬害事件を経験し、そのたびに国は薬事法を改正し、再び薬害を起さないことを約束してきました。にもかかわらず、またしても薬害エイズの悲劇が引き起こされ、さらに今回の改正の契機となるソリブジン事件が発生いたしました。このように薬害が繰り返して起きるのは、薬事行政のあり方、厚生省の体質そのものに問題があるのではないかと、私はこのように申し上げたいわけであります。

これまで幾多の薬害再発防止の誓いにもかかわらず、薬害エイズやソリブジンの事件が発生した原因について、厚生省はこの点をどう認識なさ

ておられるのか、そしてどうすれば薬害の根絶というものが図られるというふうにお考えなのか、菅厚生大臣、簡潔に、しかも私どもが期待をしておる答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(菅直人君) 今回の薬害エイズの問題では、特に東京、大阪両地裁から和解に関連して所見が述べられておりまして、その中で、エイズの重篤性の認識が十分でなく、国内の血友病患者のエイズ感染を防止するための十分な情報提供とか、薬事法上の緊急命令の権限行使して販売を停止するといったような、期待された対策がとれなかったことがこうした被害の拡大につながったもの、こういう指摘を受けておりまして、まさにそういった面があった、そういうことを強く感じていくわけであります。

また、ソリブジンによる副作用の問題については、製薬企業の治験の取りまとめを行う医師の治験時の死亡例の検討が不十分だったこと、あるいは動物試験の開始がおくれ治験担当医への情報提供がおくれたこと、さらには承認申請における添付資料に抗がん剤との相互作用による重篤の副作用を疑わせる重要な情報を含めなかったこと、さらには副作用発生時の対応がおくれたこと、さらにはがん告知が行われていないなど医療現場において抗がん剤との併用を避けることが難しいといった、少なくとも当事者がそのことをよく知らないという意味で難しいといったことが原因として挙げられております。

こういった意味で、今回の薬事法の改正は、ソリブジンによる副作用問題を契機にして、治験から承認審査、市販後に至る総合的な医薬品の安全性確保対策を講じるとともに、血液製剤によるHIV感染の反省に立って、医薬品の承認前の特例許可など緊急に必要な措置を講じたものである、このことはよく御承知のとおりであります。

こういったことを含めて、それではこれで十分なのか、あるいはこれで原因などが、薬害を起すことがもう根絶できるのかという御指摘というふうに受けとめさせていただきますが、率直に

申し上げて、過去のいろいろな事例の原因それ自体も、特に薬害エイズについては今御議論いただいたとおりまして、まだ完全に明確になったとは言いません。さらに、将来いろいろな性格の薬が出てくるときに、それらのことを想定して、どういうシステムにしておけばそうした薬害を発生させないで済むような承認からあるいはいろいろな手続ができるのか、あるいはいろいろなシステムをつくれるのか、まさにそういった点ではこれから薬事行政あるいは厚生省あるいはいろいろな機関のあり方の問題だというふうに思っております。

そういった意味で、国民の生命や健康を守るといふ基本的な立場に厚生省は当然立たなければいけない。もしこれまでその立場がやや、何といたしまして、国民の健康や安全というよりも行政の、例えば本来変えるべき方針を変えないでかたくなになつていったとか、あるいは他の、例えば企業利益を守ることがより強かったとか、もしそういう面があるとしたら、そういった面については根本的に改めて、まさに国民の生命や健康を守るといふ基本的な立場に立つての医療行政あるいは薬事行政をどうすべきか、これについてこれから本格的に御議論をいただきますが、二度と薬害を起さないで済むようなシステムをつくるために努力していききたい、このように考えております。

○釘宮馨君 今の大臣の答弁の後段部分、大臣の言葉で答弁をされましたが非常に感銘を受けたわけでありますが、まさしく、今、大臣がおっしゃったように、私はエイズの集中審議の際にも申し上げましたけれども、いわゆる官僚が、自分たちは絶対に間違いがないんだと、そして一度決めたことはずっとそれを継続していくというそういう体質的なものがあるのではないかと、このことを私は御指摘させていただいたんですけれども、そういう中で、本来、システムのあり方といううなもの、今こそ本当にこれは政治が主導権を持ってその辺にメスを入れていかなければならな

い、私はそれが国民に対する我々の負託であるというふうに思うわけでございます。

そういう意味で、今回の改正は薬害の再発防止のための第一歩にすぎないということを私は申し上げたいわけでありまして。例えば、今回の改正案で、市販後対策として製薬会社が不良薬品の回収に着手した場合はその報告を義務づけております。しかし、私は、よしんば今回これが法制化されたとしても、義務づけられたとしても、例えば郡司課長が当時トラバノール社の回収報告を意味がないとして公表もしなかった、研究班にも報告をしなかった、そういうことを考えたときに、幾ら企業に副作用の報告や回収報告を制度化したとしても、厚生省がその情報を握りつぶしてしまえばこれは防げないということを私は指摘させていただきます。

厚生省は、薬事行政の意思決定につながる可能無限の、かつ正確な情報を例えば研究班や審議会、医療関係者、さらには国民に対して提供すべきであり、それを担保するシステムを構築していかなければならない。

いわゆる情報公開ということについて、大臣はどのようにお考えになっておられるか、お聞きをしたいと思います。

○国務大臣(菅直人君) 最初に御指摘のありました、自主回収に報告義務をかけたけれども、これも従来のまさに非加熱製剤のあの経緯の中では有効に働かなかったのではないかと、御指摘は、私も非常に重く受けとめております。つまりは、制度は制度としてもちろん必要ではあるけれども、それをそれぞれの時の行政がどういう危機意識を持ってきちっと行動するかという、それが伴わないと意味がないわけでありまして、また、なぜあれだけの重要な情報を他の機関なりいろいろなところに伝えなかったかというの、私は今でも必ずしも腑に落ちないという、大変不自然な感じがいたしております。

全般的に、この薬事行政における情報公開というの、私は二つの面があるのではないかと思っ

○釘宮磐君　今、大臣の話を聞きながら、私は生般葉害エイズの原告の方とお会ひしたときのことを思い出したわけであります。八三年当時、非加熱を思い出したわけでありました。しかもモノ熱製剤がある程度危険が予測された、しかもモノリカで加熱製剤が認可された、そういう情報が當時自分たちにもし与えられていて、その上でもし自分がその痛みに耐えられない、また製剤が十分な

薬害を防止するためには、健康被害の危険性が生じたときには迅速、適切に対応する仕組みをつくる必要があります。そのためには、これまでの薬事行政の発想を私は転換すべきだと。少しでも危険がある場合には医薬品の使用は見合わせる。すなわち、疑わしきは使用せず、こゝうした薬事行政の原則を守るべきだ、つくるべきだと、このように思うわけですが、この政策判断の透明性の確保という観点から大臣に所見を伺いたいと思います。

それから、疑わしきは使用せずというこの考え方、私は基本的には全くおっしやるとお知りだと思っております。ただ、薬の場合に、御承知のように、効果と副作用、つまり作用と副作用というものが一体的でありますので、ある意味では例えばがんの薬の場合に副作用はこの程度までは許容されるとか、あるいは今回の薬害エイズの場合も、例えばエイズに対する新しい薬を今治療で使っているわけですが、そういうものに対してどの程度までの副作用は当事者のまさに選択を含め

先般 薬害エイズ事件の処分に際して厚生省は、当面天下りを自粛する旨公表をしました。当面とはどういう趣旨なのか。恒久的な天下りの禁止を明言すべきであるというふうには私は思うのでありますけれども、どうもその辺は大臣と役所との間が必ずしも一致しないような新聞報道もさやうな御見解を持っておられるのか、さらにアメリカ等と比べて格段の開きがある厚生省の審査体制を抜本的に拡充すべきではないか、この二点について御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(菅直人君) この行政と企業の癒着というものは、もちろんあつてはならないことだといふことは言うまでもありません。同時に、医薬品のことを私もいろいろ聞いておりますと、例えば特に治験とか開発とかのところに於いては、逆に行政がある意味ではその企業をいい意味で指導するというか、場合によってはその進め方の方向づけをするという、そういうことも逆に必要な場面もあるというのが私なりに理解をされてまいりました。例えばFDA、アメリカなどではそういう場合は必ず文書で企業とのやりとりはやつて、その記録を残すというようなこともやられているようですが、ですからそういう点で、ある意味では一緒に物事を進めなきゃいけない場合についてはきちっとした透明性を図っていく。また同時に、例えば薬の値段だとか流通経路だとか、そういうものについての産業育成の問題はまた別の部署で行うようにするとか、そういういろいろな形で行政と企業のいわゆる悪い意味での癒着を排して、そして合理的な形あるいは積極的な形での共同作業、協力関係というのは透明性の中で進めていくという、そういうことが必要なのではないかと思っております。

たしまして、その趣旨を記者会見で発表したわけでありました。

ただ、そのときに、記者用の配布資料の中に当面という意味が入っていたために若干いろいろな御指摘を受けましたが、最終的に申し上げれば当面という文字はないものとして御理解をいただいたいといふ、私はそのように申し上げたところでありました。

○釘宮警君 今の大臣の言葉を重く受けとめさせていただきます。

今回の薬事法の改正の中で、いわゆる医薬品機構へ審査、再審査、再評価の業務が付加され、審査体制を分散させたわけでありましたが、責任の所在がつかえて不明確になるのではないかとこのことをまず一つ指摘させていただきます。

さらに、副作用の救済や民間企業の研究振興のための出融資、承認審査、製薬会社の治験の相談、こういうものも新たにこの医薬品機構の中に含まれたわけでありまして、私は、こまごまと一つの組織が行うということになると、業界の振興と規制を一つの組織でやっているという業務局に対する指摘が非常に多いわけでありまして、これも、医薬品機構にもこういった指摘がまた出てくるのではないのかという危惧を持つわけですが、私も、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(菅直人君) この医薬品機構の最初のスタートからその後の変遷といましようか、推移を見ておられますと、釘宮委員が今おっしゃることも、そういう心配も、指摘をされるというのはよく理解できるわけです。もともとこれはスモンのときのいわば副作用救済のところからスタートした機関であることは御承知のとおりであります。

そういうことはあるんですが、ただ、今この間のいろいろな経緯の中で申し上げますと、今の行政の中である分野を強化したいというときに、定数の問題、いろいろな問題がありまして、なかなかそこにおいて難しい問題もあります。

そういった意味で、この機構にそういう新しい役割を幾つか受け持っていたら、今回は治験などに限してのいろいろな審査のいわば準備的な部分について受け持っていたらいいということにいたしましたわけでありまして、それが一つは責任体制が不明確にならないように、そういった点では最終的な責任はむしろ厚生省が負いますし、そういった前提となるいわば一部審査の前段階をやっていたいたことも最終的には厚生省の中できちんとしてそれを踏まえて中央薬事審議会を決めていただく、責任体制は厚生省が持っているものとして明確にしていきたいと思っております。

また、機構の中でいろいろな業務については、内部的に会計を分けるとかあるいは守秘義務をかけるとか、いろいろな措置がとられておりますので、そこはごちゃごちゃにならないようにきちんとして体制でやっていただけたらいいと考えております。

○釘宮警君 これまで数点お尋ねをしましてまいりましたけれども、最後に私は、先ほども申しましたが、個別の改正内容より法の執行機関である厚生省の精神構造の変革が最も大事だということに思ふんです。国民の健康を守っているという認識が私は一番この薬害根絶の中では大事なことで、この問題について、私が大臣をやったときに薬害根絶を誓ったんだと後世に言われるような名答を期待したいと思ふます。

○国務大臣(菅直人君) 私は、行政と国民のことを言うときに憲法十五条を時々引用するんですが、この中には「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と書かれておまして、その後にいわゆる「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、」と書いてあるわけですが、つまりは、公務員は、私たち選挙で選ばれた者は当然ですが、必ずしも選挙で選ばれた形ではない一般の公務員の皆さんもそれは国民がある意味で認めて公務員として採用している、そう

いう立場であるということ、実は私は大臣になった翌日の庁内の最初のあいさつの中で触れておいたわけでありました。

私もこの間いろいろ、これは厚生省だけに限りませんと思いますが、住専の問題、いろいろな問題を見ておきますと、どうも論理が国民の論理から国という抽象的な論理、その国なり国家という抽象的な論理の場合によっては官僚の皆さんが自分で考える国という論理の中で物事が組み立てられていて、いつの間にか国民という論理から遊離しているという、そういうところがかなり指摘を受けているのではないかと思っております。

そういう点で、この問題はずっと議論をする中で、やはり日本の大変優秀な官僚制度のよさを生かしながら、しかし一方で国民のための行政で、その立場を踏まえて行動する行政になっていただきたいし、していく責任はある意味では選挙で選ばれている私たち、皆さん方を含めてあるのではないかと。

そういう中で、特に厚生省の行政は、先ほど御指摘もいただきましたように、国民の健康とか安全とか命というものにストレートにかかわっている問題ですから、他の部署以上に国民の立場というものを大事にした行政になっていなければならないし、それが不十分だとすればそうなるように、私自身だけではなくて役所全体として全力を挙げなければならないと思つてるところであります。

○西山登紀子君 私は、先ほどの薬害エイズ小委員会でも、加熱承認後も非加熱の製剤が広く使われていた、長く使われていた、そして第四ルートにもエイズウイルスの感染が広がっていったその原因について質問をしたわけですが、特に保険業として非加熱製剤が一年以上にわたって公認され続けたことについて、私は非常に重大な問題であるというふうに考えます。

それで、なぜこの保険業としての収載を取り消さなかったのかというふうに質問をしたわけですが、保険業としての適用を、収載を取り消すとい

うには二つの方法があるわけで、メーカーの申請と、それから厚生省が取り消すというその権限を持つてゐるわけですが、この二つの方法のうち、厚生省が収載をなせ取り消さなかったのかという質問に対して、岡光局長は、生物学的製剤基準に加熱も非加熱も同一に扱われていたからだ。あるいは回収命令があれば何らかの検討を加えられていたと思う、適切な措置がとれたと思うというふうな御答弁です。

私は本当に耳を疑いました。厚生省の中でまさに責任のたらい回しが行われている。本当に、いまだに真摯な反省をされてないのじゃないかというふうな思いが強くいたしました。そして、なぜ収載を取り消さなかったのか。つまり、保険業としての適用が取り消されたのであればもう使われないわけですよね、その非加熱製剤というのは、ですから被害も広がらなかった。そういうことではないのかと思います。

なぜ取り消されなかったのかということについて、私は、これは厚生省が非加熱製剤の販売の継続、いわばメーカーの在庫一掃を公認し、回収がおくられても非加熱製剤の薬代は保証しようというふうな、それに等しいような措置ではないかというふうにも指摘をしたわけでございます。厚生省は、メーカーの言いなりになってというのか、私はやはり共同してというふうに言ってもいいと思います、保険医薬品としての非加熱製剤を公認し続け、保証をし続け、そして被害のエイズを拡大していった。この責任は非常に重大だと思えます。八三年当時の責任だけではないんです。八五年以降も結局は企業利益を優先して企業ペーソの対策に終始した、国民の命を顧みなかった、こういう行政の責任は非常に重大だと。

先ほど憲法十五条を引用されて大臣が御答弁なさいましたけれども、二度とこういうことはあってはいけないという立場から、この保険業の収載をなせ取り消さなかったのか、その点についての厚生省の責任についてどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(菅直人君) 私、保険業としてずつと認められていた、あるいは必ずしも血友病だけでないところまで認められていたという、そういうことについて当初、ある意味ではなぜなんだろという同じような疑問を持ったのです。

と、やはり最大の原因は、この血液製剤によるHIV感染問題に対しての、何といましようか、危機感というのが非常に不十分だと。つまりは、これによって感染の確率が高い、あるいは感染した場合に命にかかわる重大な問題になるという、そういう認識が現在の時点で見ていると不十分、足らなかったということがすべての源にあるような気がします。

その前提に立てば、当然それにかわるべき措置、特に加熱製剤が出てからは非加熱製剤の回収措置というものがとられるべきであつたらうし、また、承認の取り消しというものもその時点ではなされるべきであつたらうし、それがなされていれば当然のこととして保険適用、その収載からも取り消しになっていただろうと思うわけであります。

そういう点では、決して何かを逃げるわけではありませんが、回収もしないあるいは薬として承認を取り消していない中で保険だけ取り消すという形にならなかったというのは、これは今の仕組みの中でいけば、そのもとのところで本来取り消してすべてが使えなくすべきであつたという意味では、その部門で取り消されなかったのが手続的に不十分であつたという御指摘とすれば、全体としてはおっしゃるとおりだと思いますが、この部分だけでいけば、もとのところの取り消しができなかったことの方が根本的な原因ではないかというふうに考えております。

○西山登紀子君 危機意識が非常に甘かつたというお話ですけれども、私は、そうではなくて、もっと真相の究明がされなければいけませんけれども、今申し上げましたように、メーカーとの癒着の問題、この点をしっかりとむしる究明をしない

きやいけないというふうに思っているわけです。

五月二十八日に衆議院でミドリ十字の社長の松下参考人がこういうふうに言っているんですね。例えば、医療界の慣習として、回収命令があつても一〇〇%回収できたかわからない、だけど強制力が加わっておればそれだけ回収力を早めることができたでしょうと言つて、責任はあたかも厚生省、強制的な回収命令を出さなかったんだ、なさなかつたことにあると、こういうふうなことを陳述しているわけです。そしてまた、その保険の適用についても、一年間は残品の処理の期間が保険の適用上は認められている、そのことに甘えたというふうなことで、これまた厚生省に責任を転嫁している。

こういうふうなことをよく仕組みを知って企業はこういうことをやっている。むしろ厚生省と一緒になつてというふうには申し上げたいわけですから、ちょっと時間があるかもしれませんので、そういう点をもっと、癒着の問題について厳しく真相の究明をしていかなければ被害の再発防止も私はあり得ないというふうに思っています。

とりわけ新生児などに非血友病の被害者が出てくるわけですが、第Ⅸ因子製剤を打つたという、これはもう本当に残酷です。そして、第Ⅸ因子製剤というのは検定の対象でもないんです。前回質問しましたけれども、検定の対象にも入っていないというふうなことであります。

ですから、大臣、第四ルートの被害者、もちろん第Ⅸ因子もあれば第Ⅸ因子の投与による被害者もあるんでしょうけれども、第四ルートの関係の被害者も当然救済の対象にすべきだと考えますけれども、いかがですか。

○国務大臣(菅直人君) いわゆる血友病患者以外の血液製剤によるエイズ感染、いわゆる第四ルートの患者さんに対して、非加熱製剤に起因したHIV感染でありまして、基本的にはいわゆる血友病患者の皆さんの感染あるいは二次感染、三次感染と同様の性格であると考えております。ですから、そういう意味では基本的には同様の救済の

対象になると原則的には考えております。

若干事情が異なるのは、一つは、第四ルートの患者さんにつきましては、非加熱製剤による感染について、従来の和解による国、製薬企業を含めての責任がいわゆる血友病患者の皆さんのときと同様でいいかどうか。例えば、メーカーの中でも非常にこの分野に売っているところと、余り第四ルートには売っていないところも、血友病患者とはそのシェアが全く違うというふうな問題もありますし、そういう意味での責任のあり方がどうかといった問題。あるいは、血友病患者の皆さんの場合は長期にわたつて頻繁に投与を受けているわけですから、非加熱製剤の投与というのは、例えば極端に言えば一回だけ受けているとか、そういうことで若干認定が血友病患者の皆さんの場合よりもあるいは事実関係やなんかの把握が難しい面があるかと思つております。

そういった意味で、今回の和解に伴う確認書における未結審原告あるいは未提訴者の取り扱いにおいて、いわゆる第四ルートの患者さんはこの扱いそのものには、対象に入る形にはなつておりません。今後、裁判所及び関係者がこれらの問題をどのように判断するかを見守りながら検討していきたいと思つております。

これは率直に申し上げて、和解のときにいろいろな議論が被告メーカーの中でもあつたんですが、その問題は若干さつき言つたような事情が違うというところで、原則的には救済の対象にはするけれども、その内容については、責任の分担については少し検討が必要だということ扱いが変わつてゐるわけであります。

こういった意味で、これまで薬事法に基づく報告徴収により血液製剤メーカーから過去に納入した医療機関を把握したところでありましてけれども、まだその報告をすべて受けておりませんので、全体の像が大体見えてきて、そして感染者についての把握が進んだ段階でどのように対応していくのかさらに詰めていきたい、このように考えております。

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願

三、成人期障害者に関する現行施設体系を見直し、特に重度障害者を対象とした本格的な通所型施設制度の創設並びに精神障害者を対象とした授産施設についての量的な拡充策を図ること。

四、重度障害者の地域での自立した生活を可能にするために、グループホーム・福祉ホームを中心とした在宅施策及び医療、介護分野を含めた総合的な生活援助システムを早急に確立すること。

第一六七一号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 埼玉県戸田市美女木東一ノ一ノ三

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六七四号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 石川県石川郡野々市町御経塚町一、四四四 多田孝一外千名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六七五号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 愛媛県松山市井門町八五〇ノ二 大石澄江外千名

紹介議員 中島 眞人君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六七六号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡市中央区草香江二ノ一六ノ三

三 松本順子外九百九十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六七七号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 長野県塩尻市広丘野村一、五九七

ノ五 百瀬正通外九百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六七八号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 名古屋市中港区高木町四ノ二三ノ四

若松一臣外五千四百名

紹介議員 椎名 素夫君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六七九号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都世田谷区上北沢一ノ二ノ三

三四 山口晃弘外九百九十六名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六八〇号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 兵庫県川西市湯山台二ノ二九ノ三

今西勝外九百九十九名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六八三号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島市安芸区船越二ノ七ノ二八

上田多加志外五千名

紹介議員 村上 正邦君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六八四号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府亀岡市大井町小金坂二ノ三

ノ二 高山茂樹外三千名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六八五号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 長野市吉田一ノ九ノ三八 西澤賢

外九百九十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六八九号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 愛知県岩倉市八剣町江迎二四ノ七

樹谷規子外千名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六九〇号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 和歌山市直川一、七〇九ノ二 大

道寺宏外五千十一名

紹介議員 太田 豊秋君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六九一号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 大阪府堺市上四ノ三ノ三〇一

山本伸二外千名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六九二号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡打田町北勢田七五

五ノ一 稲垣仁子外二千名

紹介議員 前田 勲男君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六九三号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都保谷市東町一ノ一ノ二五

ノ一三六 三好妙子外九百名

紹介議員 小山 孝雄君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六九四号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市石切町五ノ八ノ

一八ノ一、一一四 岡井久二子外

千名

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六九五号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島県廿日市市阿品台五ノ四一ノ

一三 池田哲外百十名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六九六号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 大阪府吹田市川岸町五ノ三三ノ七

〇一 野原恵子外九百七十八名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六九七号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡市早良区有田四ノ三六ノ二二

中川恵美外九百九十九名

紹介議員 小島 慶三君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第一六九九号 平成八年五月三十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

(一通)

請願者 広島市佐伯区美鈴が丘西四ノ一
ノ一一 中沢美治外二千名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七〇号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 京都府舞鶴市南田辺三〇〇 井上
明子外六万三千九百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七一〇号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 鹿児島市吉野町三、四〇三ノ一二
榊田武敏外八千八百二十二名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七〇八号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都中野区新井五ノ四ノ一二
東奈美外九百九十九名
紹介議員 武田邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七二一三号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都練馬区光が丘三ノ七ノ七
五〇一 市川順外千二百名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七二四号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 名古屋市緑区梅里一ノ一一 井
上努外九百八十三名
紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第七部 厚生委員会会議録第二十号 平成八年八月十七日 【参議院】

第一七一五号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 名古屋市名東区一社一ノ六ノ三〇
一 吉田桂子外千名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七一七号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都日野市程久保八ノ三二ノ五
中根美保子外五千名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七一九号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 愛知県知多市南粕谷一ノ二〇ノ二
〇八 叶多三郎外九百九十九名
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七二〇号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 静岡県清水市船越南町二九〇ノ二
奥田タメ外千名
紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七二四号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 川崎市宮前区野川三、一四一ノ二
三 岡幸男外千三百名
紹介議員 成瀬 守重君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七二五号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市泉町四ノ三七ノ二
森下広外四千九百九十九名
紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七一八号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 鹿児島市田上五ノ二二ノ二〇 川
路広一外千七名
紹介議員 阿曾田 清君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七二三号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 愛知県一宮市下川田町一〇二 桜
木大介外九百九十九名
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七三八号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 京都市北区大北山原谷乾町一九ノ
一七一パードール北山五〇六 藤
井嘉子外八百名
紹介議員 北岡 秀二君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七四一号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 愛媛県松山市居相町四三二ノ四
井伊泰之外九百九十九名
紹介議員 亀谷 博昭君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七四三三号 平成八年五月三十一日受理
国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に
関する請願
請願者 鳥取市美萩野一ノ五五ノ三 松森
和夫外八千四百八十九名
紹介議員 常田 享詳君
この請願の趣旨は、第一六二五号と同じである。

第一七四四号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(二通)
請願者 京都府熊野郡久美浜町円頓寺 吉
岡均外二千名
紹介議員 常田 享詳君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七四五号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 静岡県清水市大手三ノ二二ノ二九
渋谷邦子外千名
紹介議員 薬科 満治君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七四六号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 埼玉県東松山市箭弓町三ノ四ノ八
細野浩一外千名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七五二二号 平成八年五月三十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府堺市浜寺石津町東四ノ二ノ
四七 小林正彦外千名
紹介議員 清水 達雄君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七五五号 平成八年六月三日受理
聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に
関する請願
請願者 愛媛県新居浜市上原三ノ一ノ四九
岩間トメ子外九百九十名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第一七五七号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

(四通)

請願者 岐阜県海津郡海津町札野一色 土方新吾外三千五百九十名

紹介議員 広中和敬子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七五八号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 大阪府高石市羽衣五ノ七ノ一五 円光理佐外三千名

紹介議員 谷川 秀善君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七五九号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡県田川郡香春町大字鏡山一三 五 鶴我ミチコ外千名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七六三三号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府長岡京市久見二ノ二ノ六四 金子佳弘外二千九百九十九名

紹介議員 海野 義孝君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七六四号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡県筑後市羽犬塚二八三 大石 英雄外千名

紹介議員 平野 貞夫君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七六五号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都町田市原町田三ノ一四ノ二 山本昭子外千名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七六七号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都練馬区光が丘七ノ七ノ九ノ五〇二 吉田直子外九百九十九名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七七〇号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡城山町久保沢二ノ四ノ二六 江嶋直樹外九百九十九名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七七一号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市石原三ノ一七 岩田 恵子外九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七七三三号 平成八年六月三日受理

聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願

請願者 福岡県前原市神在一、四四六ノ一 五 板谷民哉外千九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第九三三三号と同じである。

第一七七七八号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進三ノ四八一 斎 藤恵久子外千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七七九号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡市早良区田隈二ノ三六ノ三三 奥田博文外九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七八四号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡県田川郡太任町上今任 箱田 千賀子外千名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七八六号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島市安芸区中野四ノ三六ノ一九 二 須藤恭至外八百七十九名

紹介議員 釘宮 馨君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七八八号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 愛知県小牧市城山五ノ五九ノ二 杉下大和外千名

紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七九三三号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都市下京区櫛笥通花屋町上ル二 〇六 岩滝加奈子外九百九十九名

紹介議員 足立 良平君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

紹介議員 鈴木 省吾君

難病や慢性疾患に苦しむ患者は、少ない専門医療機関と十分な医療・生活保障制度の下で高齢化し、障害は重度化・重複化して、肉体的にも経済的にも家族共々厳しく困難な療養生活を送っている。取り分け、身体障害者福祉法や特定疾患治療研究事業（難病の医療費公費負担制度）、障害（基礎）年金の対象にもならず、各種制度・施策の「谷間」に置かれている患者は、法制度の拡充によって、医療、生活の保障を求めている。入院であれ在宅であれ、患者が希望に応じて安心して医療を受け、患者や家族が毎日生きがいを持って過ごせるよう、総合的な難病対策の早期確立を求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、難病の原因究明、治療法確立のための予算を大幅に増額すること。

二、難病、長期療養者のために国立療養所を整備し、在宅医療への支援を含めた専門医療機関として活用すること。

三、身体障害者福祉法など各種法制度の谷間に置かれている難病患者らの医療、リハビリ、福祉、教育、就労、住宅、交通に関する総合的対策を確立すること。

四、看護婦不足を早急に解消し、大幅な増員を図って、行き届いた看護を保障すること。

五、難病患者、障害者、高齢者が安心して生活を送ることができるよう、年金制度を改善すること。

六、東京に全国患者会館を設立するとともに、生活・医療相談、集団無料検診などを行う「難病センター」を全都道府県に設立すること。

第一七九五号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都港区西麻布四ノ一七ノ二九ノ二〇二 大久保愛子外千五十名

紹介議員 長谷川道郎君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一七九六号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 鹿児島市薬師一ノ四ノ二一 大
中幸雄外千二百八十三名

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一七九九号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 福島市荒町一ノ二一 野地俊外千
八百七十七名

紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八〇〇号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市肥塚一三八 中河弥
生外九百九十九名

紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八〇二号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北
海道難病センター 得子節子外九
百六十一名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八〇三号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 福島市松川町沼袋字日向四六二
菅野勇外七百八十八名

紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八〇四号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 埼玉県越谷市蒲生東町一ノ五九
山口一昭外九百九十九名

紹介議員 堀原 敬義君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八〇五号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願(二通)
請願者 大分県大分郡挾間町大字田代四九
六ノ一 大塚勝美外四千名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八〇六号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(二通)
請願者 兵庫県宝塚市青葉台一ノ一ノ一
三〇一 大津清泰外千九百八十九
名

紹介議員 鴻池 祥肇君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八〇七号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 京都府綾部市下八田町下次一ノ
三 田島延浩外千十名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八一〇号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 名古屋市中山区大森五ノ一、〇一
九 中路典子外三千六百五十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八一三号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 和歌山県田辺市上秋津一、九六八
ノ五 山際フサエ外二千九百九十二
名

紹介議員 前田 勲男君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八一七号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(二通)
請願者 和歌山県岩橋六四三 伊藤健次郎
外千七百七十一名

紹介議員 世耕 政隆君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八一八号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡那賀町北浦三七二
ノ三 森田良恒外三千五百九十七
名

紹介議員 世耕 政隆君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八一九号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都府中市清水が丘二ノ一ノ九
及川貞子外千名

紹介議員 大島 慶久君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八二〇号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 横浜市中区公田町四二四ノ二六
土井育子外二万名

紹介議員 大島 慶久君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八二二号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 埼玉県越谷市大成町二ノ一四三ノ
一

一 原沢幸子外百名
紹介議員 山東 昭子君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八二三号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 福岡市早良区田隈二ノ三六ノ三三
奥田登輝子外九百九十四名

紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八二三号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(二通)
請願者 愛知県一宮市下川田一〇二 桜木
静夫外千九百九十九名

紹介議員 田浦 直君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八二四号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 長崎県市出雲一ノ一〇二〇 田川規
矩雄外一万五千七百八十四名

紹介議員 田浦 直君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八二七号 平成八年六月三日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 石川県金沢市鈴見台二ノ二〇ノ一
〇 野間成之外千名

紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八二八号 平成八年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北
海道難病センター 更科悦子外千
七十七名

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八二九号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 埼玉県浦和市白幡四ノ一三ノ二四

ノ二ノ八一〇 佐藤昭子外九百九十九名

紹介議員 魚住裕一郎君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八三〇号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府舞鶴市北田辺一五ノ二小

西直子外四千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八三三三号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府亀岡市篠町篠下中筋六一ノ

二 脇田隆次外四千四百九十九名

紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八三四号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

(一通)

請願者 福岡県田川郡糸田町一、六五二

池田範子外九百九十九名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八三五号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀町大矢部三ノ一二

ノ八 小山千恵外千二十名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八三六号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 埼玉県上尾市大谷本郷二九二ノ六

小出千栄子外千二百二十名

紹介議員 関根 則之君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八三七号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

(一通)

請願者 名古屋市中区北頭町三ノ三ノ二

浅井啓子外二千九百五十九名

紹介議員 田村 秀昭君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八三八号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 鹿児島市西伊敷七ノ三三ノ一、六

三三 覚知康博外千名

紹介議員 鎌田 要人君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八三九号 平成八年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北

海道難病センター 田中美静外千

五百名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八四〇号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 名古屋市中区緑区大高町八幡三 伊藤

昭司外千名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八四二号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 埼玉県東松山市松本町一ノ八ノ一

六 佐藤正樹外四百十八名

紹介議員 水島 裕君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八四三三号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島県安芸郡府中町石井城一ノ一

〇ノ二九 天崎葉月外三千四百四十

名

紹介議員 溝手 顯正君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八四四号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡県田川郡香春町大字鏡山一三

五 鶴我房子外千名

紹介議員 宮崎 秀樹君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八四六号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上田中町六ノ四 秋

山あゆみ外千九百九十九名

紹介議員 河本 三郎君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八四七号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府綾部市十倉志茂町竹ヶ鼻二

山口尚美外九百九十九名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八四八号 平成八年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 京都府宇治市開町二ノ一 中川

節子外千九百十三名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八四九号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

(十八通)

請願者 滋賀県八日市市平田町七二三ノ一

古嶋信子外一万七千五百五十五

名

紹介議員 奥村 展三君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八五六号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生四三〇ノ

二 村上幸子外八百七十四名

紹介議員 二木 秀夫君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八五七号 平成八年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 山口県下関市彦島塩浜町一ノ二三

ノ一〇 小川勉外三千五百名

紹介議員 二木 秀夫君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八五八号 平成八年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 福島市瀬上町薬師前一七ノ七 梅

宮修外千九百七十名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八五九号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡市早良区野芥四ノ二ノ三九

ノAノ一〇一 内山耕志外七百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八六一号 平成八年六月三日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 川崎市多摩区菅田堤三ノ八ノ二

一〇六 宮岡薫外千名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八六二号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 横浜市港北区樽町二ノ一三ノ二

林六夫外五千二百九十七名

紹介議員 国井 正幸君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八六四号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 岡山県児島郡瀬崎町宗津二二ノ

三 岸下美彩子外二千名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八六五号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 静岡県沼津市原一、一二ノ一六

新井りん子外二千四名

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八六六号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田市御野場新町五ノ三ノ六 斎

藤澄子外二千二百十九名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八六七号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都葛飾区東水元一ノ一三ノ一

一 白倉テル子外九百九十九名

紹介議員 尾辻 秀久君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八六八号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願（八通）

請願者 福岡市博多区諸岡三ノ二八ノ三五

安武恵美子外一万九千七十八名

紹介議員 尾辻 秀久君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八七〇号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市長谷二ノ四ノ三四

島袋文一外千名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八七一号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡かつらぎ町二、二

二九ノ三 森本真弓外七百八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八七二号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 山梨県南都留郡河口湖町船津六九

八ノ三 井出栄外六千三百十八名

紹介議員 中島 真人君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八七三号 平成八年六月四日受理

療術の法制化に関する請願（三通）

請願者 大阪府豊中市内幸町二ノ三ノ

三〇 田窪重実外六十一名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第一八七六号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 名古屋市中区浦里一ノ六八ノ一〇

八 鈴木さやか外九百九十九名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八七七号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都府中市西原町三ノ一ノ三七

加藤基八郎外九百六十二名

紹介議員 上野 公成君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八八〇号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 名古屋市中区鳴海町細根八四ノ四

鳴海団地二四ノ二〇六 松沢和江

外九百九十九名

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八八一号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都国分寺市西町一ノ一七ノ四

ノ四〇五 宇田川国男外千名

紹介議員 中曽根弘文君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八八二号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願（四通）

請願者 群馬県前橋市青柳町八一六ノ一

狩野郁代外八千三名

紹介議員 中曽根弘文君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八八四号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田県河辺郡雄和町芝野新田字前

田九ノ一 渡辺美紀子外二千四十

二名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八八六号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 茨城県水戸市千波町一、九一八

平沢昇外二千名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八八七号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府福知山市字西三六 福森友

美外千名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八八八号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 京都市北区平野桜木町二ノ二

石橋和美外八百四十一名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八八九号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都目黒区八雲四ノ六ノ二三

関口佐都子外八千三名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八九〇号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府長岡京市友岡二ノ四ノ二二

西田良平外九百九十九名

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八九一号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 大阪府交野市倉治六ノ一ノ二七

北村一夫外千二百一名

紹介議員 矢野 哲朗君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八九二号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都保谷市下保谷五ノ一〇ノ一

○真下光世外二千名

紹介議員 寺澤 芳男君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八九四号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都保谷市ひばりが丘三ノ四ノ一〇九ノ四〇一

池田裕子外六千四名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八九五号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 和歌山県新宮市下本町一ノ一ノ三

北野文彦外千九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八九六号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北

海道難病センター 佐々木秀利外千四百二十八名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一八九七号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都多摩市和田三ノ五ノ四ノ一

○七 鈴木澄江外九百九十七名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八九八号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡芳賀町稲毛田一、九

三四 菊池三男外九百九十九名

紹介議員 国井 正幸君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一八九九号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都市左京区八瀬近衛町六二五

石田ゆかり外二千十一名

紹介議員 馳 浩君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九〇〇号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 茨城県つくば市松代四ノ二六ノ四

○七ノ三〇五 三中信宏外三千九百九十九名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九〇一号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島市南区南郷一ノ一〇ノ三五

尾津訓三外四千三名

紹介議員 菅川 健二君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九〇三号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府枚方市上野二ノ八ノ七四ノ一〇四

鶴田誠士外四千三十一名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九〇七号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 石川県松任市一塚町六三八ノ七

下島賢修外千名

紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九〇九号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 名古屋市熱田区大宝四ノ九ノ二七

月岡亨博外九百九十九名

紹介議員 須藤良太郎君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九一〇号 平成八年六月四日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願(二通)

請願者 大分市三川新町一ノ二ノ一ノ一〇

五 田嶋研二外四千名

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九一二号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 長野市高田五九五 大日方功人外千名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九一四号 平成八年六月四日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 茨城県下館市玉戸一、二〇七ノ二

(二通)

〇七 今井昌代外二千一名

紹介議員 市川 一朗君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九一六号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 埼玉県所沢市弥生町一、七八五ノ三

伊藤法子外千九百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九一七号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 名古屋市緑区鳴海町字姥子山三二

ノ一鳴海団地三三ノ二〇三 池田照代外二千一名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九一八号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市古ヶ場二ノ一ノ二

得丸智弘外千五百五十四名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九二〇号 平成八年六月五日受理

聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願

請願者 新潟市天野三ノ五ノ一四 斉藤富保外千九百九十九名

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第一九二二号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡県田川郡糸田町宮床 石原雅弘外四千三名

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

紹介議員 守住 有信君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九二二号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島市安芸区船越二ノ五ノ二八
藤葉美智外二千一名

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九二四号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢七ノ七ノ二三
砂沢敏彦外千名

紹介議員 山田 俊昭君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九二五号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 鹿児島市川上町二、六八二ノ一〇
村上トシ子外九百九十九名

紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九二六号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 埼玉県東松山市神明町一ノ五ノ二
澤田文枝外九百九十名

紹介議員 高野 博師君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九二七号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 北海道沙流郡平取町本町一、二二ノ
一三 岩橋亜矢外二千名

紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九三〇号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府舞鶴市行永二、八八一 畑
瀬秀道外三千名

紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九三二号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都葛飾区東水元二ノ二ノ一ノ
三〇六 加賀見恒夫外千八百八十三名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九三三三号 平成八年六月五日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北
海道難病センター 橋本里香外千
九百六十名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九三八号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 広島市佐伯区隅の浜二ノ二ノ一四
ノ八 椿京子外四千二百名

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九三九号 平成八年六月五日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 静岡県富士市森島四三三ノ六 佐
野嘉彦外七千七百九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九四一号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 和歌山市杭ノ瀬四六二ノ五 山本
功外千名

紹介議員 田村 公平君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九四三三三号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府綾部市新宮町五ノ七 栗野
四郎外千名

紹介議員 山崎 順子君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九四四四号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 大阪府堺市若松台二丁三ノ五ノ一
〇六 岩中登紀博外千二十四名

紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九四六号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡県田川市城山団地一五ノ三〇
四 柿田孝子外四千名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九四八号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 横浜市中区山田町五ノ一第一共同
ビル一、四〇四 金原文恵外千名

紹介議員 石渡 清元君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九四九号 平成八年六月五日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北
海道難病センター 長谷川道子外
名

紹介議員 千四百名
高木 正明君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九五〇号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府加佐郡大江町字二箇一、一
七九 志水正高外千名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九五二号 平成八年六月五日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北
海道難病センター 三森礼子外五
百名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九五三三三号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都保谷市北町三ノ四ノ四 尾
関厚子外千名

紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九五六号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 大阪府吹田市古江台五ノ五ノBノ
三三ノ二〇一 中嶋宗外九百九十
八名

紹介議員 菅野 茂君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九五七号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都中野区東中野一ノ一一ノ一
六ノ五〇五 小林恵子外千四百十九
名

紹介議員 今泉 昭君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九五八号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 石川県松任市柏町六ノ二 辻田樹
外千九十一名

紹介議員 野村 五男君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九五九号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 京都市山科区竹鼻立原町五ノ四二
福寄盛朗外千名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九六一号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡西春日町比野字神
明前一〇 後藤美智子外千名

紹介議員 清水嘉与子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九六二号 平成八年六月五日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 山口県宇部市野原一ノ一四ノ四二
ノ三 金井正一外 千二十名

紹介議員 清水嘉与子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九六五号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 広島市安佐南区川内四ノ一ノ四
七 村上晃治外千四百三十四名

紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九六七号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(二通)
請願者 兵庫県伊丹市西台三ノ六ノ三ノ
二〇一 松下裕子外千九百九十九
名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九七〇号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 和歌山県御坊市藤田町吉田三六九
松本喜久美外千名

紹介議員 岩瀬 良三君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九七四号 平成八年六月五日受理

社会保障・福祉の充実、改善等に関する請願
請願者 仙台市宮城野区平成二ノ一八ノ三
八 石垣敦外四千二百七十三名

紹介議員 西山登紀子君

政府は、国庫負担を削減し年金や医療などの諸制度を相次いで改悪してきた。さらに、医療保険制度の改悪や「負担あって介護なし」と言われている介護保険を導入しようとしている。ついでには、今こそ憲法で定められた理念に基づき、次の事項について実現を図らねばならない。

一、安心して暮らせる年金制度を確立すること。

1 全額国庫負担による最低保障年金制度(月額一七万円)を創設して、無年金者や低額の年金者をなくすること。

2 国会における「年金改正法」附則と附帯決議に基づき、基礎年金に対する国庫負担を直ちに二分の一に増額し、できるだけ早く全額とすること。

3 公的年金(老齢)の支給開始年齢は原則六十歳とすること。

4 現在の公的年金受給資格期間二十五年を十年に短縮すること。
二、安心して医療が受けられるようにすること。

1 老人保健の定額負担から定率負担への切替えはやること。老人医療の無料を復活すること。

2 高齢者家族(被扶養者)などへの新たな保険料の取立ては行わないこと。

3 高齢者に対する差別医療をなくし、退院の強制が起らないような医療制度を確立すること。

4 国民健康保険に対する国庫負担を大幅に増額し、保険料(税)を引き下げる。

5 健康保険本人の二割負担は行わないこと。すべての医療保険を十割給付にすること。

三、いつでも、だれでも、どこでも安心して介護が受けられるようにすること。

1 措置費を大幅に増やし、公費負担方式によって、公的介護保障を拡充すること。

2 公的補助を大幅に増やして、特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスセンターなどを大量に建設し、希望する人は、すぐに入所又は活用できるようにすること。

3 ホームヘルパー、保健婦、看護婦などマンパワーを正規の職員で大幅に増員すること。

4 市町村高齢者保健福祉計画への予算を大幅に増額すること。

五、高齢者に住宅と仕事を公的に保障すること。

六、消費税率アップを中止し、消費税を廃止すること。

六、預金者犠牲の低金利政策をやめること。「高齢者金利保証預金制度」を創設し、金利五%以上を政府は保証すること。

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九七八号 平成八年六月五日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府高槻市赤大路町五三ノ一四
十河弘直外九百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九八〇号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 名古屋市西区山木二ノ二九ノ三モ
ハイツ山二〇二 水野利幸外千名

紹介議員 泉 信也君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九八二号 平成八年六月五日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 愛知県丹羽郡大口町下小口四五
酒井とよ子外二千名

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九八六号 平成八年六月五日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡甲南町野尻三五ノ一
九 大川久美外二千名

紹介議員 奥村 展三君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九九〇号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(三通)

請願者 広島市中区白島北町一八ノ一ノ四
三三 佐倉敏美外四千六百六十四名

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九九一号 平成八年六月六日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都文京区大塚五ノ二ノ三

紹介議員 伊藤重和外千九百八十名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第一九二二号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都市伏見区深草祇川町二ノ三

田代明外千名

紹介議員 星野 朋市君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九九三三号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

(三通)

請願者 東京都目黒区下目黒三ノ四ノ二

川名正美外五千九百六十八名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九九五五号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 愛知県海部郡飛島村大字新政成四

ノ三九 奥村義明外七百三十二名

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一九九六六号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡県大野城市瓦田一ノ一ノ二

賛原毅外九百九十九名

紹介議員 江本 孟紀君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇〇〇号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 福岡市西区今宿町五二ノ三ノ一

松田耕三外千名

紹介議員 長峯 基君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇〇二二号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都市西京区大枝東新林町三ノ五

ノ二五ノ一〇一 松本れい子外千

名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇〇三三号 平成八年六月六日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 北海道紋別市南が丘町三ノ二ノ六

ノ一〇六 伊藤央外五百名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二〇一二二号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 京都府綾部市西町三丁目南大坪三

九ノ二 古和田貞之外千名

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇一五五号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉五ノ一三ノ一

二 鈴木裕二外千五百名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇一八八号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

(七通)

請願者 大阪府東大阪市御厨東一ノ二ノ一

六ノ六〇三 河野悦子外六千三百

五十二名

紹介議員 水野 誠一君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇一九九号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

(二通)

請願者 大阪府堺市城山台二ノ二ノ二ノ

二〇七 岩佐晴美外二千一名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇二〇二号 平成八年六月六日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北

海道難病センター 村山文彦外千

五百五十四名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二〇二二二号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 岐阜県多治見市池田町二 大竹有

子外千名

紹介議員 釜本 邦茂君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇二七七号 平成八年六月六日受理

療術の法制化に関する請願

請願者 福島県須賀川市大字塩田字新田七

三ノ一 吉田俊明外二十名

紹介議員 佐藤 静雄君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二〇三〇三号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都荒川区西尾久三ノ九ノ二八

山田和子外六百五十八名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇三二二号 平成八年六月六日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願 (二通)

請願者 名古屋市緑区大高町鷺津山二五

久田治代外一万二千九百九十七名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二〇三三三号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 鹿児島市川上町二、七五二ノ一七

〇 山口真利佳外九百九十九名

紹介議員 上山 和人君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇三四四号 平成八年六月六日受理

聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に

関する請願

請願者 横浜市南区堀ノ内町二ノ一九六

川井節夫外二千名

紹介議員 北岡 秀二君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第二〇三六六号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 大阪府豊中市浜一ノ二七ノ一八ノ

三〇四 塩見洋介外千名

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇三七七号 平成八年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願

請願者 東京都町田市本町田藤の台一ノ二

〇ノ三〇七 枝松茂樹外九百九十

九名

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇三八八号 平成八年六月六日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願 (二通)

八

二、乳幼児医療無料制度の確立に関する請願
（第二二五七号）（第二二五八号）（第二二五九号）
（第二二六〇号）（第二二六一号）（第二二六二号）
（第二二六三号）（第二二六四号）（第二二六五号）

二六八号)(第二二六九号)(第二二七〇号)
一、食品の安全性の確保に関する請願(第二二七一号)(第二二七二号)(第二二七三号)(第二

二七四号)(第二二七五号)(第二二七六号)(第二二七七号)(第二二七八号)(第二二七九号)(第二二八〇号)(第二二八一号)(第二二八二

一、小規模作業所等成人期障害者対策に関する

一、聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの
給付に関する請願(第二三三三号)

一、聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの

請願(第二三五九号)(第二三六一号)(第二三

一、聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの
給付に関する請願(第二三六九号)

一、小規模作業所等成人障害者対策に関する

一、保育制度の拡充に関する請願(第二三八二号)(第二三八三号)(第二三八四号)(第二三八

給付に関する請願(第二三九三号)

一、寒冷地福祉手当支給事業促進法の制定に関

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願

(第二四〇二号)(第二四二一号)

一、小規模作業所等成人障害者対策に関する
請願(第二四三三三号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願
(第二四三六号)

一、聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの
給付に関する請願(第二四四一号)

一、小規模作業所等成人障害者対策に関する
請願(第二四四四号)

第二〇六三三号 平成八年六月七日受理
小規模作業所等成人障害者対策に関する請願
(二通)

請願者 兵庫県西宮市文学殿町一ノ四ノ二
二ノ二二〇 大元裕司外千九百七
十九名

紹介議員 石井 一二君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二〇六六号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 宮城県登米郡東和町米谷字越路一
〇ノ一四 熊谷英吾外一万二千
六百三十八名

紹介議員 阿部 幸代君
医療・看護の充実を求める世論の広がりの中で、
「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」とそ
れに基づく「看護婦等の確保を促進するための措
置に関する基本的な指針」が制定された。しか
し、財政措置や人事院規則の改正等がなされず、
その実行には程遠い状況が続いている。看護婦不
足は解消されず、職場では目の回るような忙しさ
であり、健康破壊や過労死も後を絶たない。ま
た、「お礼奉公」問題など前近代的な労働実態も
社会問題となり、看護婦養成制度の矛盾も表面化
している。しかも、高齢化社会の到来や医療の高
度化などで、看護婦を始め、医療を担う人材の確
保はますます重要になっている。こうした実態を
改善し、良い医療を実現するには、制度的な改善

が不可欠であり、必要な予算等の確保が求められ
る。ついでに、次の措置を採らねばならない。
一、看護婦制度を廃止し、公的責任による看護
教育のレベルアップを図ること。
二、看護婦を大幅に増やし、労働条件改善と確保
対策の充実を図ること。
三、ILO看護職員条約を批准し、関係国内法を
改正すること。

第二〇六七号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 大分県大分郡湯布院町塚原五三三
ノ二 角野ツルミ外一万九百九十九
九名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇六八号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 石川県金沢市四十万六ノ四二 渡
辺峰子外一万九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇六九号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 滋賀県高島郡マキノ町沢一六ノ
一五五 中西敏之外一万九百九十九
九名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七〇号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 奈良市東九条町六九七ノ一三 今
野千恵外一万九百九十九名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七十一号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 岡山市長岡五二六 高橋春外一万
九百九十九名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七二号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 秋田市広面字谷内佐渡二〇 松本
重子外一万九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七三三号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 新潟市寺尾東一ノ一ノ九 小池和
弘外一万九百九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七四号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 京都市東山区大和路四条下ル四
丁目小松町五七一 小川義秋外一
万九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七五号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 愛知県刈谷市幸町一ノ一〇ノ二二
高木誠子外一万九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七六号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 沖縄市与儀一〇六 城間カッ外一

万九百九十九名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七七号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 大阪府東大阪市柏田東町一〇ノ三
五 山口忠良外一万九百九十八名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七八号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 北海道函館市日吉町一ノ一八ノ五
斉藤聡子外一万九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇七九号 平成八年六月七日受理
良い看護の実現に関する請願

請願者 岩手県大船渡市猪川町字富岡九七
田村直美外一万九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二〇九六号 平成八年六月七日受理
社会保障・福祉の充実、改善等に関する請願

請願者 神奈川県厚木市林八四九ノ八 谷
川和義外二千二百五十八名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一九七四号と同じである。

第二一〇四号 平成八年六月七日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 北海道網走市字能取二四九 中川
隆外五百名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一九七四号と同じである。

第二一〇七号 平成八年六月七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 滋賀県草津市追分町九八ノ一三
橋田正人外二万五千名

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二一〇八号 平成八年六月七日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 滋賀県守山市今宿町二七三 東登
喜久外二千名

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二一〇九号 平成八年六月七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 茨城県結城市見晴町五、八六〇ノ
一五 長谷川美代子外九百九十九
名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二一一二号 平成八年六月七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 京都府舞鶴市丸山町九ノ一 河
牧剛外二千九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二一一五号 平成八年六月七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府堺市竹城台一丁三ノ二ノ一
〇三 長井勝彦外九百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二一二四号 平成八年六月七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府西淀川区姫島五ノ六ノ六

中久保しのぶ外千名

紹介議員 岡 利定君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二一二五号 平成八年六月七日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北
海道難病センター 伊藤たてお外
千三百二十三名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二一二三〇号 平成八年六月七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 愛知県若菜市八幡町二二ノ一 小
島ひろみ外九百八十六名

紹介議員 堂本 曉子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二一二四一号 平成八年六月七日受理
最低保障年金制度の創設に関する請願
請願者 千葉県船橋市西船一ノ五ノ一八
岩本珠美外四百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

法制度としての全国全産業一律最低賃金制度の確立は、中小・商工業者の営業打開と農林漁業者を含む事業者の取引上の単価の適正化や、独占大企業横暴を規制し国民経済に活力を取り戻していく上で緊急課題となっている。ところが、現在施行されている最低賃金法は低賃金固定化の役割すら果たしており、かつて「ニセ最賃法」と言われた「業者間協定方式」の内容と類似している。例えば、最低賃金額の決定は中央最低賃金審議会、各地方を四ランクに分け地方間の格差を放置したまま、労使公益の三者構成の審議会に名を借りた行政の主導で低く金額が決められている。その額は「三十人以下の未組織の中小企業の賃上げの後追い調査」をもとに「支払能力」を基準に最低賃金額を決めており、その結果、取引改善を促

したり、大企業の横暴を規制する力はなく、工賃や下請単価の切下げを是認するものになっている。また、現行制度の下では最低生活費用である最低賃金額からも税金を引かれるという矛盾まで含んでいる。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、すべての国民に六十歳から無条件で支給する全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、最低保障年金額を九万円（最低賃金額十五万円の約六十％）とすること。

第二一六四号 平成八年六月七日受理
寒冷地福祉手当支給事業促進法の制定に関する請願

請願者 北海道旭川市末広四条一〇丁目
石井駒雄外十九名

紹介議員 竹村 泰子君

積雪寒冷地に居住する年金生活者の生活の安定と福祉の向上を図るため、寒冷地福祉手当支給事業促進法を制定するよう求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、年金受給者の生活の安定と福祉の向上を図るために市町村が行う、寒冷地福祉手当に関する事業を促進するため、国が補助すること。

二、年金受給者の暖房費にかかる経費負担の軽減を図るため、年間消費量の三分の一を支給すること。

三、補助の内訳は、国が二分の一、道・県が四分の一、市町村が四分の一とすること。

四、対象地域は当面、北海道・東北・北陸の各道県とすること。

五、年金受給者とは、国民年金法、被用者年金各法などの公的年金の受給者で、その所得額が一定額以下の者をいうこと。

六、支給対象者（一部所得制限あり）は、次のとおりとすること。

1 六十五歳以上である者
2 国民年金法の障害等級で二級、二級に該当する者

3 母子状態、準母子状態、遺児状態にある者
七、国の補助の対象とする寒冷地福祉手当の額は、寒冷の度及び扶養家族の数に応じて通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額以内とすること。

八、現物を支給している場合も補助すること。

第二一六八号 平成八年六月七日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 熊本市池田二ノ五八ノ一九 鳥取
和男外八百五十六名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二一二七二号 平成八年六月七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 埼玉県浦和市木崎四ノ二三ノ一六
染谷優子外九百九十九名

紹介議員 西川 玲子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二一二七八号 平成八年六月七日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都府中市北山田四ノ五ノ三ノ
一〇五 遠藤誠治外千十名

紹介議員 田沢 智治君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二一八〇号 平成八年六月十日受理
聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願
請願者 鳥取県境港市上道町五二八 都田
栄子外千九百九十九名

紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第二二八一号 平成八年六月十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 広島市西区三葉西町四〇ノ一〇

田中茂雄外千五十名
紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二二八九号 平成八年六月十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(四通)
請願者 東京都町田市小山田様台二ノ四ノ
一ノ一〇二 青山典俊外千名

紹介議員 高橋 令則君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二二九二号 平成八年六月十日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 宮崎県えびの市大字上江六二九ノ
三 下馬場芳和外二千名

紹介議員 長峯 基君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二二九八号 平成八年六月十日受理
寒冷地福祉手当支給事業促進法の制定に関する請願
請願者 北海道函館市元町二ノ二三 高
杉昌宏外十九名

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。

第二三〇四号 平成八年六月十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 静岡県清水市船越南町二九〇ノ二
奥田岩雄外千名

紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二三〇五号 平成八年六月十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 和歌山市楠本三九ノ一 小西宏和
外五百名

紹介議員 加藤 修一君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二三二一号 平成八年六月十日受理
男性介護人に関する請願
請願者 長野市吉田五ノ二二ノ一〇 若月
俊一外十八名

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第七六三三号と同じである。

第二三二二号 平成八年六月十日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者が同居人可能な社会福
祉施設の実現化に関する請願

請願者 長野市吉田五ノ二二ノ一〇 若月
俊一外二十一
紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第七六四四号と同じである。

第二三二二号 平成八年六月十日受理
寒冷地福祉手当支給事業促進法の制定に関する請願
請願者 北海道旭川市東光十二条二ノ四ノ
二三 清原裕一外十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。

第二三二七号 平成八年六月十日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 福岡県小郡市横隈一、七一九 白
木純代外一万三千七百四十八名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二三三一号 平成八年六月十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 京都府中郡峰山町字新町一、二七
一 藤村文美外二千二十二名

紹介議員 橋本 聖子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二三三四号 平成八年六月十日受理
聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に
関する請願
請願者 大阪府箕面市瀬川一ノ一五ノ四
原田恵子外二千名

紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第九三三四号と同じである。

第二三三九号 平成八年六月十日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府堺市浜寺船尾町西一ノ三六
相馬恭子外五千九百八十九名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二三四二号 平成八年六月十日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市上小坂四ノ一四ノ
一六ノ一三 長曾由美外千名

紹介議員 真島 一男君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二三四三号 平成八年六月十日受理
公的責任による介護施策の充実に関する請願
請願者 埼玉県戸田市喜沢南二ノ九ノ二
村山美智子外九百五十九名

紹介議員 阿部 幸代君
現在我が国には寝たきり、痴呆(ちほう)、虚弱
のため介護の必要が高齢者が二百万人いると言わ
れているが、十分な介護を受けられず、家族など
に支えられている。政府は国民の負担で、「介護
保険」を平成九年から実施しようとしている。こ
れは、「介護」の充実を、国の責任ではなく新た
に国民から保険料を取って行うというものである
。こうした「介護保険」の創設に加え、年金や
医療保険制度の改善が進められるなら、医療・福
祉の国民負担が大幅に増え、今でも多数の無保険

者、無年金者が生み出されている現状に拍車がかかり、社会保障制度が根底から崩壊されることにもなりかねない。今求められているのは、新たな「介護保険」創設ではなく、公的責任による介護施策等の充実である。ついで、地方自治体が立てた「老人保健福祉計画」への国の予算を大幅に増やし、早期に実現するため、次の措置を採らるべき。

一、地域・在宅介護の中心となるホームヘルパーを常勤正規職員の資格で二十万人確保すること。また、公的介護(福祉)手当を制度化すること。
二、デイサービス、ショートステイ、訪問看護など、在宅高齢者の福祉・医療を充実させること。
三、国の「高齢者保健福祉計画」を大幅に繰り上げて実施すること。

第二三四四号 平成八年六月十日受理
公的責任による介護施策の充実に関する請願
請願者 山口県下関市田中町二ノ一四
岡本和枝外九百五十九名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二三四五号 平成八年六月十日受理
公的責任による介護施策の充実に関する請願
請願者 山形県米沢市下花沢二ノ一〇ノ九
春日幸子外九百五十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二三四六号 平成八年六月十日受理
公的責任による介護施策の充実に関する請願
請願者 東京都町田市山崎町二、二〇〇山
崎団地三ノ四ノ一〇六 梅田トヨ
子外九百五十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二四七号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 岡山県御津郡建部町西原六九四ノ二

江田節子外九百五十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二四八号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 群馬県太田市台之郷九二一ノ三

根岸美保子外九百五十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二四九号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 秋田県横手市朝倉町一ノ五 後

藤ヤス外九百五十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二五〇号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 札幌市東区北三十六条東二九ノ四

ノ一四 大和田浩子外九百五十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二五一号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 横浜市中区金沢一ノ二八ノCノ二〇四

佐々木美沙子外九百五十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二五二号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 岐阜県可児市広岐ヶ丘四ノ八五

国枝のり子外九百五十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二五三号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 新潟市米山五ノ六ノ一〇 八木紀

子外九百五十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二五四号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 大阪生野区勝山南一ノ一五ノ一

八 込山ひろ子外九百五十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二五五号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 山形県米沢市下花沢二ノ七ノ四三

相馬雅子外九百五十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二五六号 平成八年六月十日受理

公的責任による介護施策の充実に関する請願

請願者 千葉県市川市日之出二ノ一ノ四

三一 茅野圭子外九百五十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二二五七号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 神奈川県高座郡寒川町宮山六ノ一

一 皆川ヨウ子外八百二十九名

紹介議員 阿部 幸代君

乳幼児は特に病気にかかりやすく、通院回数も多

くなっている。特に皮膚や呼吸器などのアレルギー

については、四歳までの幼児の約四割、都市

では五割がその症状を訴えている。アトピーの子

供を持つ親の精神的・経済的負担は大変なもの

で、近年、親の育児不安を引き起こす要因の一つ

にもなっている。「子どもの権利条約」第二十四

条でも、児童には、現在達し得る最高水準の健康

を享受し、病気の治療及び健康の回復のための施

設で手当てを受ける権利があると定めている。つ

いては、次の事項について実現を図られたい。

一、乳幼児医療無料化を国の制度として確立する

こと。

二、当面三歳児まで、入院・外来を問わず所得制

限なしで実施すること。

第二二五八号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 奈良市四条大路二ノ三ノ二九 阪

中勉外八百二十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二五九号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 埼玉県所沢市並木八ノ一ノ四ノ五

〇五 吉武妙子外八百二十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六〇号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 東京都八王子市千代町一ノ九ノ一

七 松本良子外八百二十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六一号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 鳥取県米子市石井六八三ノ三 岩

崎利子外八百二十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六二号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 石川県加賀市動橋町イノ一四一

岡山治雄外八百二十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六三号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 青森県弘前市栄町三ノ二ノ一

工藤百子外八百二十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六四号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝氣二ノ一ノ二 小

林みつ子外八百二十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六五号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 京都市伏見区向島立河原町六ノ一

六 秋山啓子外八百二十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六六号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町のき坂二ノ

二ノ七 東村節子外八百二十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六七号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区陣原五ノ二ノ一
九 郡司澄子外八百二十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六八号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 大阪市生野区勝山北二ノ一三ノ二
五ノ二〇七 坪田ますみ外八百二十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二六九号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 高知県土佐市高岡町甲九五八ノ一
市川和広外八百二十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二七〇号 平成八年六月十日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 北海道帯広市西十七条南三ノ四ノ
二二 太田節子外八百四十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二五七号と同じである。

第二二七一号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 東京都稲城市向陽台四ノ四ノ一ノ
三ノ一、三〇一 井上多智美外五
百九名

紹介議員 阿部 幸代君

政府は三度にわたる国会決議を反古(はじ)にし
てWTO設立協定を承認し、十分な審議もないま

ま食品衛生法を「改正」して、国際基準に合わせ
るために日本の食品安全基準を大幅に緩和した。
本来、国民が望んでいた食品衛生法の改正とは、
輸入食品の検査体制の強化と、安全性が確かめら
れたものだけ使用を認める食品添加物指定制度の
堅持である。ポストハーベストによる残留農薬の
大幅な基準緩和も、輸入食品に対する不安を一層
大きくしている。森永ヒ素ミルク事件やカネミ油
症事件など痛ましい食品公害事件を経験した私た
ちは、食品衛生法の抜本的強化を求めている。政
府に求められているのは、輸入食品や加工食品に
多少でも危険な要素があればそれを排除し、国民
の命と健康に責任を持つことである。ついでに、
次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、ポストハーベスト農薬を使用した輸入農産物
については、散布した農薬名の表示を義務付け
ること。
二、肉や魚介に、抗生物質、抗菌性薬品、合成ホ
ルモンなどの残留値を表示すること。
三、食品添加物は、安全性が立証されたもの以外
は、その使用を認めないこと。
四、食品衛生監視員を大幅に増員し体制を強化す
るとともに、輸入食品の現物検査率を抜本的に
高めること。

第二二七二号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 神戸市兵庫区浜中町一ノ六ノ二〇
松本官親外五百九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二七三号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市蓮台寺一ノ九ノ六
近藤由美子外五百九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二七四号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 大阪府東淀川区豊里六ノ二六ノ五
須田健一外五百九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二七五号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 山口県下関市彦島弟子待町一ノ三
ノ一六 中尾政文外五百九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二七六号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 千葉県流山市野々下五ノ一、〇七
〇ノ五一 西原ノブ外五百九名

紹介議員 聴瀧 弘君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二七七号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 山形県米沢市下花沢二ノ七ノ四三
相馬雅子外五百三十六名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二七八号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 山形県米沢市万世町片五、七三
八ノ二 渡部とも子外五百九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二七九号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町天満台西一ノ
三ノ九 塩田宣代外五百九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二八〇号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 神戸市中央区熊内橋通三ノ三ノ六
切原雅美外五百九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二八一号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区狩場町二六ノ一
ノAノ六〇五 古谷未緒外五百九
名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二八二号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 大阪市港区築港三ノ七ノ三ノ一〇
九 正木ツヤ外五百九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二八三号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 秋田県能代市松美町二〇ノ二二
大山信子外五百九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二八四号 平成八年六月十日受理

食品の安全性の確保に関する請願

請願者 愛知県日進市栄一ノ一〇三日進
パークマンション三〇二 金原弘
子外五百九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第三一五号 平成八年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 京都府宇治市大久保町日原七六ノ一 石田文一外千名

紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第三三三三号 平成八年六月十日受理

聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願
請願者 石川県金沢市松島二ノ二二七 新外吉外二千名

紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第三三五五号 平成八年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 福岡市早良区東入部四〇〇ノ一 今里恵子外千名

紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第三三七七号 平成八年六月十日受理

聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願
請願者 新潟県長岡市宮本町四丁目甲一、七八五 松本次男外二百九十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第三三九九号 平成八年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市南金田一ノ一〇ノ五 阿部妙子外二千二百十四名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第三六一号 平成八年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府堺市大仙中町七二四ノ二 〇八 黒田宏子外九百九十九名

紹介議員 南野知恵子君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第三六二二号 平成八年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市山西二ノ三ノ一 二〇六 田村清富外千百名

紹介議員 戸田 邦司君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第三六九号 平成八年六月十日受理

聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願
請願者 名古屋瑞穂区佃町一ノ三六 藤浦紀嗣外九百九十九名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第三七〇号 平成八年六月十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都北区中十条二ノ七ノ一四 河内タエ子外三千二十五名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第三七二二号 平成八年六月十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
(二通)
請願者 京都府亀岡市大井町小金岐一ノ九 〇三九 西村直外一千一名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第三八二二号 平成八年六月十一日受理

保育制度の拡充に関する請願

請願者 三重県松阪市大足町八四三ノ六 三田敏彦外一万七千五百五十六名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第三八三三三号 平成八年六月十一日受理

保育制度の拡充に関する請願
請願者 群馬県邑楽郡赤松町赤堀四一九ノ一 渡辺亨外一万七千四百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第三八四四号 平成八年六月十一日受理

保育制度の拡充に関する請願
請願者 岡山市福富西二ノ一ノ三ノ一〇 山本昇外一万七千四百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第三八五五号 平成八年六月十一日受理

保育制度の拡充に関する請願
請願者 長野県上伊那郡箕輪町一〇、二二 二ノ二 中村恵子外一万七千四百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第三九三三三号 平成八年六月十一日受理

聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願
請願者 新潟県白根市下八枚四七八 真保浩美外九百九十九名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第三九七七号 平成八年六月十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 大阪府堺市御池台二丁四ノ七四

林博文外九百八十八名
紹介議員 菅野 茂君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第三九八八号 平成八年六月十一日受理

寒冷地福祉手当支給事業促進法の制定に関する請願
請願者 北海道旭川市永山五条八ノ一ノ四 大久保里美外九十九名

紹介議員 菅野 茂君

この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。

第二四〇二二号 平成八年六月十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北 海道難病センター 花山美智子外八百五十八名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二四一一号 平成八年六月十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 京都市西京区松尾鈴川町九〇ノ一 〇 北川慶太郎外二千名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二四三三三号 平成八年六月十一日受理

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 東京都練馬区石神井町三ノ三〇ノ一 一ノ三〇三 和田勝義外九百九十九名

紹介議員 大久保直彦君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第二四三六六号 平成八年六月十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 岡山市福富西二ノ二九ノ五 片山恵美子外百名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。

第二四四一号 平成八年六月十一日受理
聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に
関する請願
請願者 京都市右京区嵯峨野清水町二ノ
二五 山崎邦夫外九百九十九名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第二四四四号 平成八年六月十一日受理
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願
請願者 広島市佐伯区隅の浜二ノ二一四
ノ八 椿隆義外三千二十名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、優生保護法の一部を改正する法律案(衆)
優生保護法の一部を改正する法律案
優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)
の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

母体保護法
第一条中「優生上の見地から不良な子孫の出生
を防止するとともに」を「不妊手術及び人工妊娠中
絶に関する事項を定めること等により」に改め
る。
第二条第一項中「優生手術を」を「不妊手術」に改め
る。
第一章 優生手術を第二章 不妊手術に改
める。
第三条の見出しを削り、同条第一項中「左の」を
「次の」に、「並びに」を「及び」に、「届出をしない
が」を「届出をしていないが」に、「優生手術」を

「不妊手術」に、「但し」を「ただし」に改め、「精神
病者又は精神薄弱者」を削り、同項第一号及び
第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同
項第四号を同項第二号とし、同条第二項中「前項
第三号及び第四号」を「前項各号」に、「優生手術」
を「不妊手術」に改める。
第四条から第十三条までを次のように改める。
第四条から第十三条まで 削除
第十四条第一項第一号及び第二号を削り、同項
第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二
号とし、同条第三項を削る。
第四章及び第五章を次のように改める。
第四章及び第五章 削除
第十六条から第二十四条まで 削除
第二十五条中、第十条、第十三条第二項を削
り、「優生手術」を「不妊手術」に改める。
第二十六条中「優生手術」を「不妊手術」に改め
る。

第二十七条中「優生手術の審査又はその事務に
従事した者、優生手術を」を「不妊手術」に改め、「及
び優生保護相談所の職員」を削る。
第三十条及び第三十一条を次のように改める。
第三十条及び第三十一条 削除
別表を削る。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律による改正前の優生保護法(以
下「旧法」という。第十條の規定により行われた
優生手術に関する費用の支弁及び負担について
は、なお従前の例による。
第三条 旧法第三條第一項、第十條、第十三條第
二項又は第十四條第一項の規定により行われた
優生手術又は人工妊娠中絶に係る旧法第二十五
條の届出については、なお従前の例による。
第四条 旧法第二十七條に規定する者の秘密を守
る義務については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為及び前二条
の規定により従前の例によることとされる場合
におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方自治法の一部改正)
第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三号を次のように改める。
三 削除
別表第二第二号(一)の五を削る。
別表第三第一号(一)中「優生保護法」を「母体
保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)」に、
「基く」を「基づく」に改め、「都道府県優生保
護審査会を監督し」を削り、「優生手術」を「不妊
手術」に改める。
別表第七第一号の表中都道府県優生保護審査
会の項を削る。
(地域保健対策強化のための関係法律の整備に
関する法律の一部改正)
第七条 地域保健対策強化のための関係法律の整
備に関する法律(平成六年法律第八十四号)の一
部を次のように改正する。
第二十一条中優生保護法第二十一条第一項及
び第三項の改正規定を次のように改める。
第二十一条第一項中「及び保健所を設置する
市」を「保健所を設置する市及び特別区」に改
める。
第二十一条中優生保護法第三十条の見出し及
び同条の改正規定を削る。
附則第一条ただし書中「並びに第二十一条中
優生保護法第二十一条の改正規定(及び保健所
を設置する市)を、保健所を設置する市及び特
別区」に改める部分を除く。及び同法第三十
條の改正規定及び並びに附則第四十一条中厚生
省設置法第六條の改正規定(優生保護相談所の
設置を認可し、及び)を削る部分に限る。を
削る。
附則第四十一条のうち厚生省設置法第六條第

二號の改正規定及び同條第八號の次に一號を加
える改正規定中「第六條第二號中「優生保護相
談所の設置を認可し、及び」を削り、同條第八
號」を「第六條第八號」に改める。
(厚生省設置法の一部改正)
第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五
十一號)の一部を次のように改正する。
第五條第十五號中「優生保護法」を「母体保護
法」に改める。
第六條第二號を次のように改める。
二 削除
第七條第三項中「述べ、並びに優生手術に関
する適否の再審査を行う」を「述べる」に改め
る。

平成八年六月二十七日印刷

平成八年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局